

## 令和4年度第2回白井市情報公開・個人情報保護審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年10月25日（火）午後6時から午後7時まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター 団体活動室2・3
- 3 出席者 島田会長、坂野委員、中野委員、中村委員、山下委員  
（議会事務局）永井事務局長、今井庶務係長
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 高山総務課長、吉川行政係長、小池主査補
- 6 傍聴者 5人
- 7 議題

- (1) 個人情報保護法の改正に伴う市議会の対応について【意見聴取】
- (2) その他

### 8 審査会の意見

#### 【議題（1）に対する意見】

- ・地方議会については、個人情報保護法の適用から除外されている以上、地方自治の観点から、必ずしも法改正の趣旨に則った条例を策定する必要はない。
- ・法の枠組みに準じた条例を策定するのであれば、骨子案における方向性については、概ね問題ないものとして事務局案を了承する。

### 9 議事内容

- 事務局 ただいまから令和4年度第2回白井市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

始めに、出席職員を紹介させていただきます。

[職員紹介]

- 事務局 本日の会議と、会議録につきましては、市の審議会の公開に関する指針に基づき、公開とさせていただきます。

なお、会議録作成のため、会議中についてはICレコーダーで録音させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、会議の進行につきましては、島田会長、お願いいたします。

- 会長 はい。もう議題に入ってしまったのでしょうか。

本日の議題につきましては、個人情報保護法の改正に伴う市議会の対応についてということですが、こちらについて事務局の方から説明をお願いいたします。

- 議会事務局 それでは、こちらの案件を担当しております議会事務局です。

本日の案件ですが、個人情報保護制度の改正に伴いまして、地方議会が改正法の規律の適用対象から除外されたことから、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、独自に条例を制定する必要が生じました。

そのため、議会で協議を重ね、骨子案がまとまりましたので、本審査会でご意見を賜りたく存じます。それでは資料に沿って説明させていただきますので、資料をご覧ください。

[資料の説明]

- 会 長 ただいまの説明について何か質問などございますでしょうか。
- 委 員 すみません。諮問内容をもう一度教えていただきたいのですが。
- 議会事務局 今回は、市議会としての個人情報保護条例の骨子案がまとまったということで、前回、市の法施行条例も意見照会ということで、意見をお伺いしたと思うんですけど、同様の形でご意見を頂戴いただければということで、今回付議させていただいたところです。
- 会 長 個別の条文についてということではなくて、大きな方向性としてこの内容でよいかという諮問ということによろしいですか。
- 議会事務局 はい。言葉足らずで申し訳ありません。
- 会 長 ということみたいですけど、よろしいでしょうか。
- 委 員 あまりにも漠然として具体的に何を言ったらいいのかという気がするんですけど、それでは広すぎるので何を言っても構わないということにならないかと思い、お聞きました。
- 事務局 諮問事項については、基本、執行部側については、情報公開制度がまだありますので、非公開決定に対する審査請求、あとは個人情報保護法に基づく非公開決定に対する審査請求、行政不服審査法に基づく審査請求、大きく3つについて諮問することになる予定でございます。  
ですので、同じく議会も、今回つくる個人情報保護条例に基づく審査請求の審査をしていただくというのが主な役割になると思います。と、併せて専門的な意見を聴く、というのがこれも執行部側も同じような規定がございまして、細部にわたるルールに関するご意見をいただくというのが諮問事項としてございます。
- 会 長 私の理解が追いついてないのかもしれないのですが、今日ここで何を諮問されているのかということと、今後この条例ができた場合にこの条例に基づいて当審査会に何が諮問されるのか、というレベルの、異なる2つの話があると思うのですが、今日、ここで我々が議論すべきは、条例の内容がおおざっぱにこういう内容でよいか、方向性を決めたい、という点であって。今、事務局の方からご説明いただいたのは、この条例に基づいて今後この審査会にどういう事項が諮問されるかの説明と、そういう理解でよろしいですか。
- 事務局 はい。
- 会 長 あと今の点に関連してでもいいですし、他の点でも構いませんし、何かございますでしょうか。

○委員 質問というか意見なのですが、あえて言うなら聞いてみたい話があります。よろしいですか。

○会長 それでは、質問も意見もごちゃ混ぜで構いませんのでどうぞ。

○委員 適用除外という話で、それが問題になっていると思うんですが、実際この適用除外事項というのが、実際、情報公開や個人情報保護で重要になってくるのが、例えば、個人情報保護というのは法律があるので、執行部、白井市、行政としては、目的から何から何まで法律どおりになるというそういう流れになるので問題ないのですが、議会の場合は適用除外になる、ということですから、極端な話、3つ考えられると思います。

1つ目は、白井市議会として独自のものを定めていい、とそういう趣旨のものになりますよね。

2つ目は、一応、現行制度を引き継ぐという意味で、従来のもものと整合性を図る、旧来のものをいかに踏襲するかというもの

3つ目が、市としての統一性を図る、法施行条例と同じような、付随する、という流れにするという、この3つの流れの話があると思うんですね。

この3つのうち、例えば、独自のものをつくるというのは、これは私たちが決めるものではなく、白井市議会が決めるものなのですが、やっぱり地方自治の体现者として、議会が独自の条例をつくる、と。あるいはこれまでのものと同じものでも構わないのですが、そういうものをつくると。

執行部、行政のものは明らかに目的がありますので、法令の遵守は間違いないのですが、議会の場合は適用除外なので、議会のものは、条例の目的も、従来のもを踏襲した方がよいでしょうし、新しいものをつくるということもあると思います。やはり、独自のものをつくるというのは、議会が地方自治の体现者として、その実践者としてつくることは可能である、ということですよ。

2つめとしては、実際、旧来の条例は、行政側はなくなっていくわけですから、ある意味において現行制度の保持者としての議会というのはいえませよ。

3つめとしては、どちらかという、国法と同じ、行政と並び立った条例にするという。この3つの考え方がございますよ。

議長会のひな型は一般的にいうと、どれかという、3番目にあたると思うんですね、日本全国どこでもやるものに、議会としての独自性を出さずにそれに従うか、というのは私たちが決めるというものではなくて、議会の方が合議制のなかで決めていくことなので、それ以上のことは言えないかと思ひます。

議長会のものは私も拝見しましたがかなり細かいものとなっておりますので、一般的には法律の考え方としては、大枠は条例で決めて、細かいことは規則で定めるということになるのですが、議長会のものはかなり細かいですよ、あれはどうなのかな

という気はします。ただ、議長会のひながたというのは、ある役所の都合もありますので…そういう流れでできたというひな型をとっていいのかというのはありますが、それは白井市議会がどれだけ精査されて、どう判断するかということになりますから、これは住民代表の議会の判断には、私たちはこれ以上何も言えないかと思えます。これが一つ目です。

○会 長 今の話に関連して何かありますか。

○委 員 それでは私から。このレジュメには、3つの視点が書いてありますが、●●委員がおっしゃったように、1番目の法改正の趣旨に沿うというのは、法律の適用がそもそもない、個人情報保護法と全く同じ内容にするというのは果たしてどうなのか、という感想を私も持った次第です。2つ目と3つ目は、これは、市の方針として決める、議会の方針として決めるべきというところではありますけれども。

1つ目は、新しい法律の趣旨と平仄を合わせる、方向性を合わせていくというのは、それはひとつの考え方だとは思いますが、私も個人的には疑問に思ったところです。

○会 長 他の委員の方はよろしいですか。今の点は。

○会 長 では、別の論点で続きがあるようなので。

○委 員 先ほどちょっと申し上げたんですけど、目的が掲げられていますけれど、定義も含めて、現行の議会が、個人情報保護条例を市でやっていますから、目的を新たに、あるいは定義を新たにするのは、それは今回法律の適用除外となったので、継続されてもよし、あるいは、新たに作られてもよしということだと思いますので、それも市議会のみなさまの判断に委ねるしかありません。ただし、法改正の趣旨に沿うことは一切必要ないと思えます。これは議会が決められることなので、適用除外ということなので、それはここでもひとつの論点であろうかと思えます。

○会 長 ありがとうございます。他の方がいかがですか。

○会 長 今のところ、法律と全く同じ内容にする必要はないのではないかと。そこは法律の適用除外になっている以上は、議会の判断でどういう制度にするのも決めていいのではないかと、という意見が出ていますけれども、議長会のひな形に沿う必要はないのではないかと。特にその点について、何か違う意見の方はいらっしゃいませんか。

○委 員 確かにそのとおりだと思います。除外されているのだから、それはそれでよく分かるんですけど、では、どうして「視点①」にこれを入れたかをもう一度お聞かせいただければありがたいです。

○議会事務局 お答えします。今回、制度改正があつて、議長会から参考資料のひな形が示されてまいりました。期限についても令和5年の4月から施行しなければならいというところもありましたので、まずは、いただいた資料をたたき台にして進めていくというところで、やはり、全くゼロからスタートするとなると非常に時間もかかり

ますし、どういう形のものいいかと決めることも恐らく難航するのが想定されたところもございましたので、法改正の趣旨に沿う、議長会から提示された資料をベースに作業を進めていくということが、期間的なものも含めて効率的かなというところで、提案させていただきました。

○会 長 現在想定されている新しい条例は、今回議員立法ということで伺っているんですけれども、議会の方で法改正の趣旨に完全にのっとりた形で制定しようという意向であるのか、あるいは、事務局の方でタイムスケジュールや技術的な問題などからひとまずこのひな形でやっ払いこうと、それを議会の方に提案する段階なのか、そこはどのようなのですか。

○議会事務局 こちらはですね、議会の中でも色々な組織があるんですが、議会運営委員会という組織がございます。そちらの方に、条例案についての検討を委ねられました。そこで協議していくにあたりまして、議長会の案を事務局の方でまずは提案させていただきまして、そこで承認をいただき、何度かのディスカッションを経てこの形に整えてきたという状況でございます。

○会 長 そうしますと、事務局の方で提案はしたんですけども、現時点で、議会運営委員会の方で事務局案を了承して、それに沿って進めていこうという判断がなされている、と。そういう理解でいいですかね。それが今日ここに挙がってきていると、そういうことですかね。

○議会事務局 はい。

○会 長 そういう経緯のようです。

○委 員 一般的な話としては、今事務局長がお話しいただいたことは、全然不思議ではないと思います。一般的にはたたき台が必要なので、議長会案が使われたということですよ。全然不思議ではないと思います。例えば、議会運営委員会、私たちは略して「議運」と言いますが、議運の中で承認されてそれをたたき台にしたっていうことですよ、たたき台を変えても問題ないですし、今後どう変わるのっていうのも事務局さんではなく、議会の方の判断というか議論に委ねられるっていう意向ですよ

○議会事務局 そこは、もしこの形で決まったからと言って、未来永劫変えられないか、ということではないということは理解しています。

○委 員 ここでは、議会事務局の提案が一般的には力があると言われますけれども、そういう趣旨ではなく、一応たたき台としてお出しになったということですよ。それは理解しています。

で、実際に例えば、市議会議長会のひな形っていうのをこのままにしますと、先ほど●●委員がおっしゃっていたように、法改正の趣旨に則るという話と一緒になりますけど、1,718の市町村、23区、47都道府県、一部事務組合、いわゆる広域自治体、

基礎自治体がそれだけの数ありますので、このままいけば同じような条例ができますので、地方議会といっても、日本中の議会が同じ条例で、何の特色もなく、みんな一緒に、例えば、どこかの人が議会のことを知りたいとなると、同じ仕組みになっているので、どこ行っても同じだとなります。

ひとつは、便利だと、どこ言っても同じなので非常に便利だと。わかりやすいと。

ふたつめは、逆に言うと、地域のでこぼこがないということになりますよね。それが良いかどうかはわかりません。ここは不便だけど、ここは進んでるといった、そういう独自性はなくなります。

どっちがいかってというのは市民が選ぶ話なので、事務局さんの判断の話ではなく、むしろ責められる話ではなくて、それ以降は議運以降の話ですよね。事務局としては、議長会からの案がありますがどうですか、という感じですよ。

○議会事務局 ある程度、整形はさせていただいてお示しはさせていただきましたけれども。

○委員 流れはよくわかっております。議会事務局としては、普通の手順に則って進めていますので、適正なことをされているのだと思います。これは、議長会のひな形が、法改正の趣旨に則ってしまったひな形であったというのが問題だと思います。画一的なものにしていいのか、あるいは白井市独自のものにするのか、というのが、地方自治の本旨を守る、自治とは何かという非常に難しい議論になるかと思います。

○会長 他に何かご意見ありますでしょうか

○委員 皆さんのお話を伺って思いましたことは、政令市では、他の市町村とは人口も違いますし、行政も違いますけれど、境目ぐらいの市町村はどうなのか気になりました。グリーゾーンを作って、どちらにも上手に対応できる法制度ができたらいいのではないかと思います、その辺はなかなか難しいと思いました。

○委員 グリーゾーンっていうのはそもそも存在しなくて、政令市だとしても結局議会は議会なんですよ。白井市も議会は議会なんですよ。個人情報保護条例が今までどおりにできるのであれば、政令市も白井市も一緒なんです。グリーゾーンとかそういうものは存在しなくなるんです。

ただ、あえて言うのであれば、評価できるところは、個人情報ファイルの公表対象を一応1,000人以上となっているところを、議会としては50人以上に引き下げたというところ。法の趣旨に則ったファイルとなってますけど、あえて言うのであれば、1,000から50に引き下げたというところは評価できると思います。

ただ、そもそも個人情報ファイルを条例に組み込むかっていうところも、これは実は議会に委ねられているのです。ひな形に則るのであれば、法改正の趣旨に則るということで、個人情報ファイルも一応入っております。法と整合性を保つという話なのですが、そんなものは入れなくてもいいという考え方もあります。もし入れるのであ

れば、1,000 から 50 に引き下げたというのは、評価できます。ただし、その前提として入れる必要も逆にありません。

だから、ひな形どおりに行ってしまふのであれば、政令市だったら 1,000 というのはおかしくないですが、白井市の規模であれば 50 というのは、ただその数だけ減って、一般的なルールは全て同じだということなんですよね。例えば、千葉市に行こうが、白井市に行こうが、人口規模は全然違いますが、同じルールになってしまうわけです。日本全国同じルールになりかねない、むしろ、グレーゾーンというのが存在した方が、私は素晴らしいと思うのですが、グレーゾーンすら無くなってどこ行っても同じという話です。

だから、明治時代みたいに、日本全国が画一的に、全然関係ない話になってしましますが、昔は「日本」という言葉は存在しなかったんですね。「国」のためっていうなら、ここでいうなら下総の国ですか？「国」っていうのが共通するのは昭和10年代ぐらいからと言われますが、それ以前はそうではなかったんですね。だから、御国訛りという言葉もありますし、そういうものを教育とか制度で一つのものにしていく時は重要だったと。均一化だとか平準化とするのが重要だったということなんです。ある程度平準化してしまったら、自治体によってばらばらだあって、自治体の規模だあって違いますし、ルールとか慣習、風土全部違うわけですから、ばらばらでも構わない、と。地方自治というのが芽生えてきたのが事実なんですね。どこ行っても同じっていうのはどうなんだというのは、地方自治の研究者はみんな思っていると思います。もう1つは、地方自治の研究者は、住民から選ばれた議会が決めることですから、もうそれ以上は何も言えないってのも事実なので。その2点です。

○会 長 地方自治とは何ぞや、という大きな話になってきましたけれども、基本的には地方自治というのは、地域の実情に応じて決めていいよ、と。地方の住民が決めていいよ、と。そこを国がひとつのルールで縛るわけじゃないですよ、というのが地方自治だと思いますので、今回のケースも、法律から除外されている以上は、地方の独自性を発揮して、独自のルールを作ったとしてもそれは何も問題ないはずである、と。もちろん、ひな形作って他の自治体と足並みを揃えるというのもひとつの判断でしょうし、全く独自のルールを作るというのもそれは許容されている、と。

今日ここで議論できることはそのぐらいなのですかね。どちらにしろ、議会が最終的に決めてください、ということなんじゃないかな。

○委 員 細かいことはあるのですが、今会長がおっしゃったとおりだと思います。

やっぱり日本の自治体というのは、一般的に2つの傾向がありまして、ひとつは、ルックアップ。もうひとつは、会長がおっしゃたように、ルックアラウンド、横並び。この両方がありますので、これをどう変えていくのかというのが、地方自治という意味で非常に重要だと思います。

例えば、市民参加では、白井市は県内でもずば抜けて、正直な話、見る人が見れば、何をこんなにもめんどくさい参加になっているんだと。ただ、そのおかげで他市より先駆けて白井市には素晴らしい仕組みができた。ルックアラウンドという点では、他の自治体も白井を見習ってきた。例えば、埼玉県のある自治体では「白井はいいです」という意見があります。でもそれは実は白井の人の方が知らなくて、私もここで職員研修をさせていただいたときに、「白井市は昭和18年に市民参加推進条例ができた、千葉県内では最初の自治体ですよ」という話をすると、「え？」という顔をされました。そういう意味では、白井の人よりも外部の人が着目する、素晴らしい部分も実際にあるということです。

ですから、別にそれは私が強要する部分でもないし、住民のみなさまに選ばれた議会のみなさんで考えられることだと思いますが、白井市の良さ、先見性というのをどのように考えていくのかというのが非常に重要と考えましたので、一言申し上げたいと思いました。

○会 長 前回の審査会の議論は、法律に縛られるところであって、法律の枠内でどう独自性を発揮できるのかという観点で検討せざるを得なかったと思うんですけど、今回はそうではないので、独自性を発揮するのであれば、もっと自由にできますよ、ひな形に捉われる必要はないですよ、ということは言えるんだと思いますので、この審査会ではそういう意見が出た、と。今日の集約をすればですね。そのことを前提に具体的な検討をしていただければと思います。

○委 員 よろしいですか。一般的な方向としてはそれでよろしいかと思うんですが、あとは今日の諮問事項として、おそらく、開示請求に対する、いわゆる非開示決定に対する諮問機関が、この審査会でいいのかという事項がありますよね。非開示決定に対する救済手段としてこちらの審査会でよろしいかというのがありますよね。

○議会事務局 そうです。

○会 長 では、何か意見ありますか。

○委 員 よろしいですか。特に意見はありませんが、これまでそのようにやられて、議会の方がそれでよろしいということであれば、それでよいと思います。議会のみなさまから諮問をしていただけるということであれば、条例に規定するということがあれば、私の方で異論があるものではありません。

○会 長 そうですね。今日もいろいろ意見が出てますけれど、うるさい事言う人がいるところできちっと審査をすべきであろうと私も思いますので、審査会に諮問しようということであれば、それは良いことだと思います。

○委 員 よろしいですか。私ばかりしゃべってしまって申し訳ないのですが、私の専門が政策法務なので、こういう話ばかりしてしまうのですが、もうひとつそれに付随した議論としてあるのが、開示請求の決定期限という話もありますよね。



そちらについても、市だろうが、議会だろうが、一般市民にとっては同じ市なので、3 ページに記載があるとおり、市の方と統一されることは良いことだと思います。

○議会事務局 開示請求の期限につきましては、法律では30日となっておりますが、現行の市のルールが14日以内になっておりまして、執行部と同様に短くする、ということです。

○委員 市民はわかりやすいですね。同じ方が。

○会長 今回の決定期限についても、費用についても、市と同じようにやりますよ、と。決定期限について法よりも厳しく、費用については無料でやるということで、市民サービスを低下することなくやっていきたいと思いますということですね。

前回もよいことではないかということで意見を集約できたと思いますので、今回もそこは同じような形になっておりますので、方向性としては問題ないと思っております。

あとは、個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録簿についても、人数について●●委員がおっしゃっていたように、1,000人以上というところを50人に引き下げて、ちゃんと地域の実情を見てるということで、ここは方向性についても問題ないかと思えます。そこに満たないものについても、別の帳簿をつくってきちっと公表していくということで、情報公開、市民サービスという観点から言うと、方向性としてはよろしいかと個人的には思います。その点はみなさんよろしいですかね。

○委員 1点だけ。そもそも個人情報ファイル簿を設ける必要があるのかという議論があって、行政側の法施行条例に合わせるという考え方もありますし、全国的な法の趣旨に合わせたという考え方もありますが、私は、この条文を飛ばしても全然問題ないと思います。

○会長 そもそも「個人情報ファイル簿」という概念自体が、法律の概念だと思いますので、その概念を踏襲してこの条例が作られているということだと思いますので、そもそも法の適用が除外されている以上、全く別の枠組みでやってもいいと、そういうことをおっしゃりたいのですか。

○委員 はい。

○会長 まあ、考え方としてはありうる、と。今回の枠組みの中で考えるのであれば、50人にするとかそういう方向性は良いけれども、全く別の枠組みもありえますよ、と。そういう意見ですね。

○会長 あと、他に何かありますでしょうか。

○委員 よろしいですか。今お話の中で、個人情報ファイルというお話がありましたが、この管理ということに関しては、かなり考えていかなければならないと思いますが、もし何かお考えがあればお聞かせください。

○事務局 執行部側の話になりますが、そもそも保護法の側のルールがありますので、

今のところ、システムまで入れるかどうかという話もありますが、各課で適正な管理をしたうえで、それを公表する義務もありますので、公表のルールについても内部のルールを決定していくことになると思います。

議会側は、議会側の考えがもちろんあると思いますが、これまでどおり運用上は白井市としての統一性があつた方が良くと思いますので、市民の側の利便性にも良くと思いますので、その辺は執行部側と議会とで調整していきたいと考えております。

○議会事務局 実務的なことは、これから詳細を詰めていくとして、そこは適正に管理していきたいと考えております。

○会 長 他に何か質問やご意見などありますか。

○委 員 では最後に。今回の議長会のひな形というのは、良いか悪いかというのは非常に微妙なところがあるみたいなので、おそらく議会の、議運という話が出ましたけど、専門委員会があるんでしょう、おそらく常任委員会があるでしょう。まさか一緒くたにやられるわけではないでしょう。たぶん総務委員会か何かに付託するんでしょう。

○議会事務局 お答えさせていただきます。いくつか委員会というか組織がございまして、常任委員会については3つありまして、それ以外には議会の運営に関しては議会運営委員会というのがございまして、議会の個人情報保護条例を整えていくということに関しては議会運営委員会に委ねられていまして、そこで議論しながら、おそらくこの先も条例の案ができていくまではそういう形になると考えております。

○委 員 他市に聞いても特別委員会を作るという話は聞いていないので、おそらくそういう形になるか、どっかは総務委員会にという話は聞いているので、たまたま条例であれば総務委員会ということで投げてるだけだと思うんですけど、どこかの委員会にはお諮りになるんですよね。それとももう終わっているのですか。

○議会事務局 はい。議会運営委員会の中で議論しながら、今のところはここまで骨子案として整形してきたということで、この後パブリックコメントなどをやりまして、条例案についてももう少し作業を進めていきますけれども、逐次、議会運営委員会に諮りながらということで考えております。

○委 員 できれば、議会運営委員会に諮るときに、このひな形のメリット、デメリットを提示してあげた方がいいのではないかと思います。議員の方も、市民の方から信託を受けた素晴らしい方々だと思いますが、必ずしも条例に精通しているわけではないと思うんですね。もちろん自分が得意な分野はあると思いますが、では条例というのがどういうものであるかというのは実際わからないと思います。

ですから、ひな形を作られたときに、メリット、デメリットを示してあげるのがよろしいかと思います。すみません、事務局の方はかなり大変になりますけど、その方が、議会の適切な判断に資するのではないかと思います。

白井市というのは、いろいろな意味で、かつて、今もかもしれませんが先進自治体であるという部分は間違いなくありますので、そこは、白井の良さというのは守っていただきたいので、そこは白井のためにぜひお願いしたいと思います。

○会 長 他の方はよろしいですかね。

今日の集約としては、大きくいうと2つですかね。

1つ目は、必ずしも、法改正の趣旨に則ってひな形どおりの制度を作る必要はないということ。そこは議会の方でご自由に決めてくださいというのが1つ目。

2つ目は、仮にこの枠組みの中でやるのであれば、諮問していただいた個別の事項については、方向性は概ね良いということ。

あとは、個別に出てる意見もありますので、そちらについてはご参考にしていただければと思っております。

○事務局 先ほどの集約の中で、法の趣旨に則る必要はないのではないかというご意見と、あとは、今の段階の案で、個人情報ファイルの話ですとか、決定期限の短縮、開示手数料を無料化とか、こういった独自性を持ったところについてご了解をいただけたということで、そもそもひな形に乗っかるか乗っからないかという判断について議会の判断に委ねていただくということで、そういった理解でよろしいでしょうか。

○会 長 はい。

○事務局 承知しました。

○会 長 では、議題1はこの辺で終了させていただきます。その他の議題についてはありますでしょうか。

○事務局 今回の議題については以上となります。

○会 長 そのほか、事務局から確認事項などはありますか。

○事務局 はい。連絡事項になりますが、前回の会議録につきましてもただいま作成中となりますが、今回の会議録も併せて事務局で作成しますので、今後確認をお願いしたいと思います。

あとは、前回少しだけアナウンスさせていただいた不服審査、審査請求の件ですが、請求の取下げがありましたので、この審査会に諮問する予定は無くなりましたのでご報告いたします。

○会 長 他に何かありますでしょうか。

○事務局 事務局からは以上です。

○会 長 では、本日の会議は以上ということで。みなさまお疲れ様でした。

#### (会議資料)

- ・「白井市議会の個人情報の保護に関する条例」骨子（案）について